

香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町2丁目4-27-301

TEL(087)822-0303

FAX(087)851-1787

E-mail : ktr-ho01@athena.ocn.ne.jp

本会第139回役員会開催

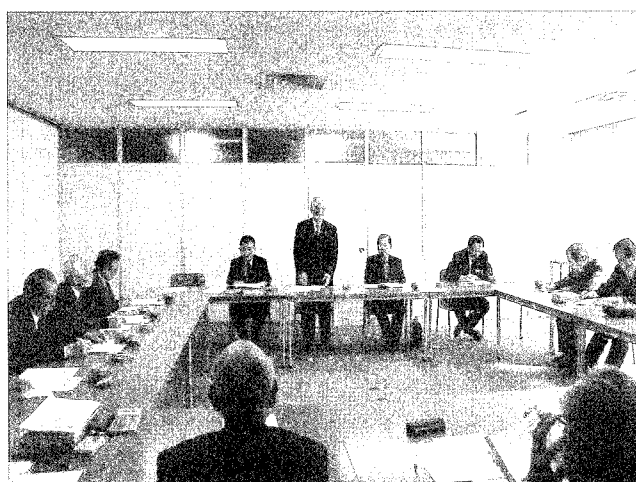
～第50回通常総会：3月25日午前10時開催決定～

去る2月21日、本会の第139回役員会が本会会議室において、来賓として山田香川県農政水産部長、黒川土地改良課長、高尾農村整備課長を迎え開催された。

冒頭、池田会長は、昨年12月24日に閣議決定された平成20年度農業農村整備事業の予算に触れ、総額は6,677億3,600万円、対前年比99.6パーセントとなっており、これに農地・水・環境保全向上対策の301億余と水土里情報利活用促進事業の約97億の予算を加えると7,076億余となるとの報告がされ、この予算を如何に有効に活用するかが我々に課せられた使命であると述べられた。

一方、中国から輸入された冷凍餃子の問題に関連して食の安全・安心の確保の重要性、さらに、食料自給率の問題等農政改革は待たなしで進めなければならない。そのために今こそ連合会役員は一致団結して香川の農業の持続的な発展、農政の推進にご甚力いただきたいと述べ、最後に本会の第50回通常総会に提案する議案審議をお願いすると挨拶された。

続いて、山田香川県農政水産部長からは、昨年暮れに決定された国の平成20年度予算において、本県から要望していた国営農業用水再編対策事業香川用水土器川沿岸地区の着工、さらに、国営土地改良事業調査香川用水二期地区着手のための予算が計上されていること、また、国全体の農業農村整備事業予算については対前年比99.6パーセントでほぼ前年度並となっており、農業水利施設



の長寿命化対策、農地・水・環境保全向上対策など農業を取り巻く情勢の変化に対応して、水と土の管理に重点化が図られている。一方、県の財政事情は依然として厳しい状況が続いているが、農業農村整備事業についてはため池の整備を始め基盤整備事業など地域の特性を活かしてきめ細かな整備の推進を図り本県農業農村の振興に一層の取り組みをしたいと挨拶された。

続いて、黒川、高尾の両課長が紹介された後、池田会長が議長となり議案審議に移り平成20年度事業計画及び一般会計収支予算などの議案が審議され、いずれも原案のとおり承認された。

なお、この役員会において、本会の第50回通常総会が3月25日午前10時から「ホテルニューフロンティア」において開催することが決定され閉会した。

《議決された議案》

- | | | | |
|-------|-------------------------------------|--------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 平成18年度 事業報告及び一般会計収支決算並びに財産目録の承認について | 第6号議案 | 平成20年度 賦課金の賦課基準並びに賦課徴収の時期及び方法について |
| 第2号議案 | 平成19年度 賦課金の調定について | 第7号議案 | 一時借入金の借入及び借入限度額について |
| 第3号議案 | 平成19年度 一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について | 第8号議案 | 平成20年度 役員報酬について |
| 第4号議案 | 香川県土地改良事業団体連合会戦給与規程の一部改正について | 第9号議案 | 預託金融機関の決定について |
| 第5号議案 | 平成20年度 事業計画及び一般会計収支予算について | 第10号議案 | 創立50周年記念事業について |
| | | 第11号議案 | 総会の開催について |

担い手への農地の面的集積と 基盤整備事業の一体的推進について

農地集積加速化基盤整備事業(新規)

1. 趣旨

農業生産基盤の整備は、農業生産における最も基礎的な資源である農地や農業用水の確保・利用を通じて農業生産性の向上、食料の安定供給に寄与している。また、基盤整備事業の実施が、地域農業の再編の絶好の機会であることを捉え、担い手育成や担い手への農地の利用集積を一体的に推進してきたところである。

他方、国際交渉の進展等に対応し、一層の国内農業の体質強化を図るためには、担い手への経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが求められている。

このようなことから、基盤整備事業についても、事業実施を契機として、面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を推進していく必要がある。

2. 事業内容

(1) 農業生産基盤整備事業：

次に掲げるア～オの事業のうち2以上(ア、イは単独でも可)の事業を実施。

ア 区画整理 イ 暗渠排水 ウ 農業用排水施設
エ 客土 オ 農道

(2) 農業生産基盤整備附帯事業

(3) 農村生活環境基盤整備事業

(4) 農地集積加速化促進事業：

- ① 高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業)

- ② 高度経営体面的集積促進事業(高度経営体への面的集積向上率に応じた促進費を助成)

- ③ 耕地利用高度化推進事業

(5) 特認事業

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：

- ・ 2の(1)～(3)及び(5) ー都道府県
- ・ 2の(4)の① ー都道府県、市町村、土地改良区等
- ・ 2の(4)の②、③ ー都道府県、市町村

- (2) 補助率:50%(中山間等55%、沖縄75%、奄美60%)

(3) 事業採択要件：

- ① 受益面積:20ha以上であること(なお、営農上のまとまりのある一定区域の規模の合計が60ha以上であることを条件として、土地・水のつながりにとらわれずに一定区域の範囲内で受益地を設定することも可。)
- ② 基本構想等に基づいて面的集積を促進する計画を作成すること
- ③ 事業の完了時において、担い手への面的集積が一定以上向上すること

4. 平成20年度概算決定額

5,000,000(0)千円

【担当課:農村振興局農地整備課】

高度経営体面的集積促進事業の限度額及び要件について

1. 農地集積加速化基盤整備事業のうち、高度経営体面的集積促進事業の限度額については、農業生産基盤整備事業費等の総事業費に下表の高度経営体面的集積向上率ごとの助成割合を乗じた額とする。

高度経営体への面的集積向上率	助成率
50%以上	7.5%
45%以上50%未満	7.0%
40%以上45%未満	6.0%
35%以上40%未満	5.0%
27.5%以上35%未満	4.0%
20%以上27.5%未満	3.0%
15%以上20%未満	2.0%

ただし、

高度経営体への面的集積向上率＝

$$\frac{(\text{要件達成確認時の高度経営体への面的集積面積}) - (\text{採択時の高度経営体への面的集積面積})}{(\text{採択時の受益面積}) - (\text{採択時の担い手への面的集積面積})}$$

2. 高度経営体とは、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 品目横断的経営安定対策の対象者
- (2) 品目別経営安定対策の対象者
- (3) 一定規模(都道府県4ha、北海道10ha)以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

- (4) 事業実施地区に係る市町村の基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者
- (5) 特定農業団体であって、7ha(中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1に規定する地域にあっては4ha)以上の経営農用地を集積する者

農地集積加速化基盤整備事業の実施要件 (担い手農地面的集積率の一定割合以上増加)について

1. 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(担い手農地面的集積率)が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。

事業採択時	事業完了時
13%未満	20%以上
13%以上 35%未満	7ポイント以上増加
35%以上 38.5%未満	42%以上
38.5%以上 63%未満	3.5ポイント以上増加
63%以上 66.5%未満	66.5%以上
66.5%以上	シェア引き上げ

2. 本事業における担い手とは、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 事業完了時までには認定農業者となることが確実に見込まれる者(認定農業者たる農業生産法人を含む)
- (2) 事業完了時までには認定農業団体又は認定農業団体と同様の要件を満たす組織となることが確実と見込まれること。
- (3) 目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる
 - ① 経営等農用地面積がおおむね3.5ha以上の農業者
 - ② 常時従事者1人当たり経営等農用地面積がおおむね3.5ha以上の農業生産法人
 - ③ オペレーター1人当たり基幹3作業面積がおおむね3.5ha以上の生産組織等

事業における面的集積の定義

事業における面的集積(集団団地)の定義は以下のとおり。

同一の集積対象者によって耕作される農用地が1ヘクタール(内地)以上のまとまりを構成していること。なお、1ヘクタール(内地)を超えるまとまりをもって面的集積(集団団地)とする場合には地域の実情を勘案できるものとする。

また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続的にする支障の無いものとして、以下のいずれかに該当する場合を言う。

(ア) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの。

(イ) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの。

(ウ) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障の無いもの。

(エ) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの。

(オ) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)

—基盤整備を契機とした担い手への面的集積率に応じたメリット措置などの支援—

1. 趣旨

農業生産基盤の整備は、農業生産における最も基礎的な資源である農地や農業用水の確保・利用を通じて農業生産性の向上、食料の安定供給に寄与している。また、基盤整備事業の実施が、地域農業の再編の絶好の機会であることを捉え、担い手へ育成や担い手への農地の利用集積を一体的に推進してきたところである。

他方、国際交渉の進展等に対応し、一層の国内農業の体質の強化を図るためには、担い手への経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが求められている。

このようなことから、定住等の促進に資する農業の振興を図るための農業生産基盤の整備について、事業実施を契機として、面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を推進し、農山漁村の活性化に資する基礎づくりを促進する。

2. 事業内容

(1) 基盤整備に関する支援

次に掲げる事業メニュー①～⑤及び⑧のうち1以上を実施することとし、事業メニュー⑥～⑦及び⑨～⑫を実施する場合、①～⑤及び⑧と一体的に行う。

- ①農業用排水施設 ②農業用道路 ③暗きょ排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農地造成 ⑦農用地保全 ⑧土地改良施設保全 ⑨交換分合 ⑩農業集落道 ⑪営農飲雑用水施設 ⑫防災安全施設

(2) 担い手への面的集積に関する支援(農地集積加速化等促進支援)

- ①高度土地利用調整支援(指導事業、調査・調整事業)
②高度経営体面的集積促進支援(高度経営体への面的集積向上率に応じた促進費を助成)
③耕地利用高度化推進支援

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体:

- ・ 2の(1) -市町村、土地改良区、農業協同組合、
数人共同して土地改良事業を行う者等
- ・ 2の(2)の① -都道府県、市町村、土地改良区、
農業協同組合
- ・ 2の(2)の②、③ -都道府県、市町村

(2) 交付率:定額(50%(6法指定地域等55%、沖縄80%、奄美60%))

(3) 実施要件:

- ①受益面積:5ha以上であること
②基本構想等に基づいて面的集積を促進する計画を作成すること
③事業の完了時において、担い手への面的集積が一定以上向上すること

4. 平成20年度概算決定額(平成19年度予算額)

30,545,509(34,088,110)千円の内数

【担当課(室):農地整備課経営体育成基盤整備推進室】

平成19年度「災害復旧技術向上のための講習会」開催

平成20年1月30日(水)13:00から香川県庁北館3F第3会議室において、「平成19年度災害復旧技術向上のための講習会」が53名の参加のもと昨年に引き続き今年も開催された。

最初に、香川県農村災害支援協議会の会長代理として水土里ネット香川川東事務局長から挨拶があった。この制度は全国各都道府県に農村災害支援協議会を設置し、防災・災害対応指導ネットワークの構築を図るもので、本県においても、平成18年度に「香川県農村災害支援協議会」を設立し、国、県、市町、県土連等の元職員の方々に「農村災害復旧専門技術者」として、この協議会に登録して頂き、防災・災害復旧に対し、支援を頂ける組織とする趣旨の話があった。次に、中国四国農政局整備部防災課の相原博幸災害査定官よりこの制度についての説明と災害復旧技術向上についての講習があった。

1. 農村災害復旧専門技術者の役割

近年、災害が多発する傾向にあり、大規模災害発生時等において市町等では技術者の不足等から、災害復旧に適切に対応できる体制が不十分な状況である。このため、農村災害復旧専門技術者が、これまでの災害復旧等の豊富な技術体験を基に、市町等の要請を受けて迅速かつ的確な災害復旧の活動を行う。

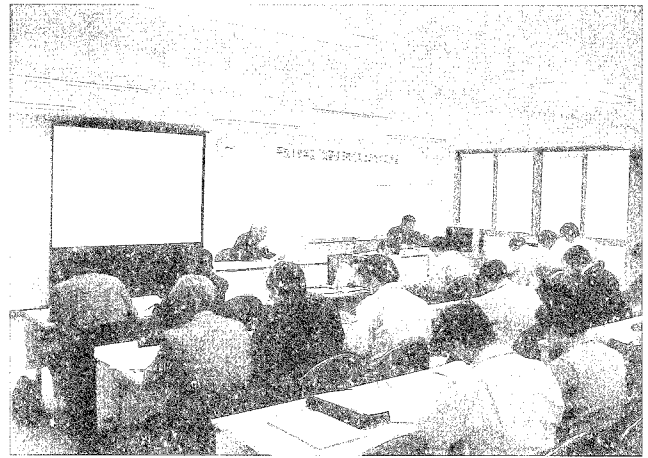
2. 農村災害復旧専門技術者の具体的活動

- ①農地・農業用施設の被災状況等に係る情報提供等
- ②応急措置に係る技術援助
- ③市町村の災害復旧業務に係る技術援助
- ④応援技術者への技術支援
- ⑤その他派遣要請自治体からの指示に基づく事項

3. 技術者の認定

- ①[経験]農業農村整備事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上で一定の経験を有する者
- ②[講習]災害復旧技術向上のための講習の受講をした者
- ③[試験]災害復旧に関する小論文を提出し、災害復旧業務に係る一定水準以上の技術力を有している者
- ④[審査]認定委員会の意見を聞いて認定する。

香川県の認定者は平成18年度で18名が認定済み、平成19年度で15名が認定を申請している。



◎平成19年度災害復旧技術向上のための講習会◎

4. 技術者の登録・紹介

(1)技術者の登録・名簿の管理

- ①香川県農村災害支援協議会の事務局(香川県土連)は、認定を受けた技術者の名簿を作成し管理する。
- ②農政局単位のブロック農村災害支援協議会の事務局(県土連ブロック代表)は、認定を受けた技術者(国の職員、元職員)の登録を得て、名簿を作成し管理する。
- ③技術者としての登録は、5年ごとに更新する。

(2)紹介の方法

- ①災害が発生した市町等で技術者の支援が必要な場合は、所属する農村災害支援協議会(事務局)に技術者の紹介を要請する。要請を受けた協議会は登録された技術者に問い合わせをし、技術者が対応可能である場合は、要請のあった市町等に紹介する。
- ②農政局ブロック内で調整が必要な場合は、市町村から各都道府県協議会・ブロック協議会内で連携して要請に対応する。
- ③全国調整が必要な場合は、市町村から各都道府県協議会・ブロック協議会を通じ全国事務局(全土連)に要請。全国事務局から各都道府県協議会に照会。その後、当事者となる各都道府県協議会間で調整を行い、その後、必要に応じ随時連絡調整を行う。

(3)支援に係る費用

支援を要請した市町村が必要に応じ経費(保険料・交通費・宿泊費等の実費)を負担する。

さぬき“水の歴史考”

平井忠志
〔四国作家〕同人

(55) 水利慣行の珍裁判

はじめに

高松市新田町の久米池は江戸時代の初期、寛永年間に生駒藩の客臣、西嶋八兵衛が築造したと伝えられる。最盛期には二百三十ヘクタールの水田を養っているながら、貯水量は三十五万トンと小さい。

このため昔から配水をめぐって内輪で水争いが絶えず、明治初年には裁判に持ち込まれ、当時の大審院まで争われた。しかも当時は司法、立法、行政の三権が分立したばかりで、裁判手続きも混乱していた。

その隙をついて、被告が裁判官を翻弄(ほんろう)するという珍裁判が出現した。ここにその概要を述べてみたい。

定掛かりと新掛かり

久米池は春日村、新田村(春日町、新田町)の水田を養うために築造された。その後、明和八年(1771)に増築を行い、新たに東潟元、西潟元(屋島西町)の両村を受益地に編入した。

これ以後、久米池の配水は「定掛かり」(昔からの水掛かり)と「新掛かり」(新規編入の水掛かり)に区分され、厳しい配水慣行が形成されてきた。

すなわち新掛かりの東西潟元村に対しては、水利費は平等に負担させながら、用水は「足(た)し水の慣行」と称して、田植え後の補給水しか認めなかった。

春日・新田村が配水を拒否

明治十年の夏のことである。西潟元村では田植え水が不足したため、久米池からの配水を要請したところ、「新掛かりに荒伏(あらぶせ)水(田植え水)をやる慣行はない」と、剣もほろろに拒否された

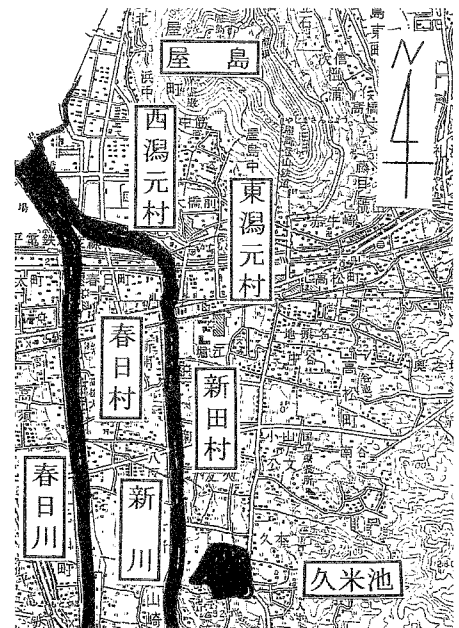
事は農家の死活にかかわる問題だけに、かねて配水に不満を持っていた潟元村は、ついに積年の怒りを爆発させた。

潟元村が提訴

その年、東西潟元村は、水利総代柏原小三郎ほか五名が申立人となり、久米池貯水の平等配水を要求して松山裁判所高松支庁に提訴した。当時の香川県は愛媛県に合併され、「愛媛県讃岐国」と呼ばれ、裁判所も松山に置かれていたのである。

その訴えを要約すると、

- (1) 久米池は昔から春日、新田、東西両潟元の四か村の共有の池でありながら、私どもは「新掛かり」と称して差別配水されている。
 - (2) 私どもは久米池の水利費を平等に負担している以上、「荒伏せ水」、「足し水」の区別なく、平等に配水を受ける権利がある。
- という内容である。



久米池(高松市新田町)掛位置図

判決は平等配水

一方、訴えられた春日・新田の両村は、江戸時代の古文書などを持ち出し、東西湯元村が新掛かりとなった当時の経緯をあげて反論した。

そして水利費の平等負担については、「讃岐国では昔から、池修理などの水利費は郡中割りで負担するのが習わしである。現に満濃池の普請費用は、塩飽(しわく)の島々にも賦課している例がある」として真っ向から反論した。この判決は翌明治十一年四月に下った。その要旨は、

(1)「新掛かり」だから足し水しかやれない、という論拠は正当性がない。

(2)ましてや、水利費を平等負担している以上、久米池の配水については当然同等の権利を有する。

とし、「右ノ理由ナルヲモッテ、本掛カリ、新掛カリヲ間ハズ、入添(補給水)荒伏(田植え水)ノ別ナク、同一ニ配水スベキモノトス」
として、湯元村に軍配を上げた。

春日・新田村が控訴

勝訴に積年のうっ憤を晴らした湯元村に対し、敗訴した春日、新田の両村は意外な判決に一時呆然となった。旧来の水利慣行を頭から無視されたのである。むろん、このまま引き下がるわけにはいかなかった。

明治十一年六月、春日、新田の両村は、湯元村の水利総代・柏原小三郎ほか五名を相手どり、大阪上等裁判所に控訴した。

巧みな法廷戦術

控訴を受理した大阪上等裁判所は、早速被告の湯元村水利総代を召喚し、訴状を示して答弁書を出すよう命じた。ところが水利総代たちは、これに異議を唱えて応じなかった。

「私どもは第一審終了後、直ちに総代を辞任しています。従って私どもは個人の資格しかありません。久米池訴訟は村と村との問題であり、一個人が答弁する義務はありません」と、はねつけた。

そしてなおも答弁書の提出を求める裁判官に対し、「しかもこの訴状は、「総代」の二字が抜けて個人の名前になっています」と、追い討ちをかけた。

強引に裁判開廷

ところが裁判所は、湯元村の言い分を認めず、八月には強引に開廷して審理を開始した。このため裁判は水利紛争の本論からそれて、控訴手続きが有効か無効かという法手続き論争に発展した。

しかし、これは裁判所の手落ちというほかない。湯元村の理路整然とした論法に、さしもの裁判官もシャッポを脱がざるを得なかった。仕方なく裁判官は、

「春日、新田の両村が湯元村水利総代を控訴したのは、総代解任の通知がなかったからであり、あえて不当の行為とは言えない。しかし総代が解任されている以上、被告人は答弁には及ばない」そして更に、

「しかし訴状の名義人はともかくとして、訴訟は湯元村の水利が受けて立つべきである」

として、問題の訴状を持ち帰って水利の責任者に渡し、改めて答弁書を提出するよう申し渡した。

裁判官をほんろう翻弄

勝ち誇った湯元村側は、ここで更に追い討ちをかけた。「私どもは郵便屋でも、走り使いでもありません。そんな大切な書類は、お上(かみ)が直接本人にお渡し下さればいいでしょう」といって、さっさと大阪の宿を引き払ってしまった。

さんざん翻弄された裁判官は、歯がみして悔しがったに違いない。仕方なく裁判所は、愛媛県庁の高松支庁(現香川県庁)を通じて、湯元村に書類を送付したのである。(次号に続く)

平成19年度
(第7回)

かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト 入賞者決定

香川県農村整備課及び香川県農協中央会並びに水土里ネット香川は、美しい農村風景や、農村の伝統文化、農村の豊かさなどに焦点を当て「見直そうわがふるさと」をテーマに、平成19年度「かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト」を実施し、去る2月13日に審査会が行われた。

当日は、県下各地から同コンテストに応募された172点の写真が審査対象となり、写真家の田中勝次氏、エッセイストの多田とし子氏、香川県農業協同組合中央会参事曾川則昭氏、水土里ネット香川常務理事山地孝士氏、香川県農政水産部次長香西一憲氏、鈴木登美雄氏の6名により厳正な審査が行われた。

審査の結果、最優秀賞には丸亀市郡家町の栗井裕幸氏が撮影した「ロード」が、優秀賞には三豊市山本町神原昇氏の「素知らぬ顔」仲多度郡琴平町久保初美氏の

「早乙女」観音寺市栗井町斉藤延子氏の「休日のひととき」三豊市財田町山崎雅信氏の「捨て案山子」の4点が、また香川県農業協同組合中央会長賞には丸亀市土器町松本正子氏の「夕陽に追われて」が、水土里ネット香川会長賞には、三豊市三野町石角尚義氏の「堤清掃」の2点が特別賞として選ばれた。この外、入選5点、佳作10点の作品も入賞を果たされた。

なお、この入賞作品の展示会が4月21日から25日まで香川県庁東館1階ギャラリーで展示され、香川の美しい農村風景が紹介されることになっている。

また、平成20年度(第8回)かがわの農村・ふるさと景観写真コンテストが「発見!ふるさとの原風景」をテーマに4月1日から11月30日までの募集期間として実施されている。

【最優秀賞】



「ロード」 栗井裕幸

【優秀賞】



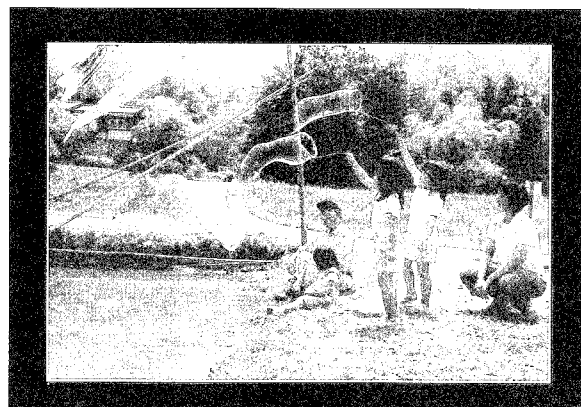
「素知らぬ顔」 神原昇



「早乙女」 久保初美



「捨て案山子」 山崎雅信



「休日のひととき」 齊藤延子

【香川県農業協同組合中央会長賞】



「そばの里」 山西 勤

【香川県土地改良事業団体連合会長賞】



「夕照」 石塚喜代司

会と催し

2月1日	農業農村工学会第45回材料施工研究部会シンポジウム (高知市)	19日	平成19年度東京フォーラム (東京都)
1日	仲多度土地改良事業推進協議会・土地改良相談 (琴平町)	19日	スキャンサーベイ研修会 (高松市)
1日	平成20年度土地改良施設維持管理適正化事業等実施計画打合せ (東京都)	20日	平成19年度交換分合全国研修会 (東京都)
5日	三豊市担い手育成総合支援協議会幹事会 (三豊市)	21日	本会第139回理事会 (高松市)
6日	農業農村技術審査向上対策事業臨場指導研修会 (岡山市)	22日	香川県水田農業振興協議会総会 (高松市)
12日	綾川町担い手育成総合支援協議会幹事会 (綾川町)	22日	常任議員会議(農業会議) (高松市)
12日	第18回通常総会(全国農業集落排水事業推進協議会) (東京都)	22日	平成19年度通常総会(小豆郡土地改良事業推進協議会)・土地改良相談 (小豆島町)
12日	第3回丸亀市飯山町土地改良区設立委員会 (丸亀市)	22日	第16回通常総会(国営総合農地防災事業仲多度地区連絡協議会) (善通寺市)
13日	かがわの農村・景観写真コンテスト審査会 (高松市)	25日	農地政策改革推進検討会 (高松市)
13日	第17回国営総合農地防災事業大川地区連絡協議会総会 (さぬき市)	26日	平成19年度第11回観音寺市担い手育成総合支援協議会幹事会 (観音寺市)
13日	第50回大川地区土地改良協議会総会 (さぬき市)	27日	第3回理事会(地域資源循環技術センター) (東京都)
14日	本会監事会(高松市)	27日	平成19年度農業農村整備技術強化対策事業第2回ブロック研修協議会 (岡山市)
14日	平成19年度構造改革推進ほ場整備全国研修会 (東京都)	28日	水土里情報利活用促進事業担当部所長等会議 (東京都)
14日	平成19年度第1回香川県農業農村整備広報ワーキンググループ (高松市)	28日	平成19年度第2回補助版標準積算システム運用管理者説明会 (東京都)
15日	第8回新世紀むらづくり研修会 (高松市)	28日	平成19年度土地改良施設管理研修、事例集作成検討会実施計画打合せ会 (東京都)
16日	第2回仲多度土地改良事業推進協議会役員会 (善通寺市)	28日	平成19年度中国四国土地改良連合会技術部会 (岡山市)
18日	三豊地区土地改良協議会役員会(観音寺市)	29日	平成20年度通常総会(中部土地改良協議会) (高松市)
		29日	平成20年度総会(国営総合農地防災事業中部地区連絡協議会) (高松市)
		29日	第2回香川用水地区土地改良施設用地調整検討委員会 (高松市)